

アストン協会 会 則



アストン協会 会 則

第1章 総 則

- 第1条 (名 称)
本会は、アストン協会という。
- 第2条 (事務局)
本会は、事務局を、岡山市矢坂本町14番16号 株式会社アストン社内におく。
- 第3条 (目 的)
本会は、コンクリート改質剤CS-21及び株式会社アストンが開発、取り扱う製品（以下アストン材という）及び本会が認証した製品、工法に関する第4条の各事業を行い、会員相互の技術向上を図り、併せて親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、次の事業を行う。
1. アストン材及び本会が認証した製品、工法の施工技術の向上に係る研究会等の開催。
 2. アストン材及び本会が認証した製品、工法の品質、施工に係る技術者養成の講習会の開催。
 3. アストン材及び本会が認証した製品、工法の施工技術に係る情報・資料・実績の収集と提供。
 4. アストン材及び本会が認証した製品、工法の施工法の向上改善とその普及。
 5. アストン材及び本会が認証した製品、工法の標準価額の設定と、合理化施工の研究。
 6. その他、本会員の利益となる活動。

第2章 会 員

第5条 (会員の資格)

1. 会員は、株式会社アストン、特約店及び特約施工店とする。
特約店：株式会社アストンと特約店契約を締結した法人。
特約施工店：特約店と特約施工店契約を締結した個人または法人。
2. 特別会員は、会員が推薦し、理事会で決定した法人とする。

第6条 (会員の権利)

1. 会員は、本会で企画された全ての事業に参加し、事業の成果を活用する権利、及び総会での議決権を有する。
2. 特別会員は本会の企画立案に参加することができる。

第7条 (会員の義務)

1. 会員は本会則及び本会で定めた事項を遵守しなければならない。
2. 会員は別に定める協会入会金、及び協会費を納入しなければならない。

第8条 (入 会)

本会の理事会で承認され、所定の手続きにより本会に入会するものとする。

第9条 (退 会)

1. 会員は、特約店及び特約施工店の資格喪失と同時に自動的に退会とする。
2. 特別会員は、当該会員からの申し出を本会が受理した時、退会とする。

第10条 (除 名)

1. 本会の名誉を傷つけ、又本会の目的に違反する行為があった時は除名する。
2. 本会の会員としての義務に違反したとき。
3. 年会費を2年以上滞納したとき。

第3章 役員

第11条 (役員)

1. 本会は次の役員を置く。

会長	(1名)	幹事	(1名)
理事長	(1名)	副理事長	(2名以内)
理事	(若干名)	監事	(2名)

2. 役員は、定期総会において選出する。
3. 補欠または増員のため、役員を選出する必要があるときは、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合は、次の開催する総会において承認を得る。
4. 会長、幹事、理事長、副理事長、理事、監事は、理事会において役員の間選により選出する。

第12条 (職務)

1. 会長は、本会の象徴として、対外的な活動と、会の運営について助言を行う。
2. 幹事は、会長の業務を補佐する。
3. 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時は、その職務を代行する。
5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
6. 監事は、本会の収支状況、監査状況を監査する。

第13条 (任期)

1. 役員の前任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
2. 補欠または増員により選任された役員の前任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第14条 (名誉会長及び顧問)

本会は、必要に応じ、名誉会長及び顧問をおくことができる。

第4章 会議

第15条 (会の種別)

会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第16条 (機能)

1. 総会は、会員で構成し、この会則に規定するものの他、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支予算
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項
2. 理事会は、理事をもって構成し、この会則に規定するものの他、次の事項を決議する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第17条 (召集)

1. 会議は理事長が召集する。
2. 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前に通知しなければならない。但し理事長が緊急に理事会を開催する必要がある時は、この限りでない。

第18条 (開催)

1. 通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、及び会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。
3. 理事会は理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

第19条 (議長)

各会議の議長は理事長がこれにあたる。

第20条 (議 決)

1. 総会は、会員の3分の1以上の出席を必要とし、出席会員の過半数の同意をもって決し可否同数の時は議長がこれを決める。

但し会員の除名及び会則の変更は出席会員の3分の2以上の同意をもって決する。

2. 理事会は、出席理事の過半数をもって決する。

3. やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、理事は予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任する事ができる。この場合においては、会議に出席したものとみなす。

第21条 (議事録)

各会議の議事録は、議長の署名捺印を必要とし、これを保存しなければならない。

第5章 資産及び会計

第22条 (資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 協会費
2. 寄付金品
3. その他の収支

第23条 (資産の管理)

本会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。

第24条 (経費の支弁)

本会の経費は資産をもって支弁する。

第25条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わるものとする。

第26条 慶事・弔事等に係る経費の支弁は別表 『慶弔規定』 による。

第6章 補 則

第27条 (規則の施行)

この会則の施行に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

施 行 日	:	2002年 2月22日
第 1回改訂日	:	2004年 2月 3日
第 2回改訂日	:	2004年 9月28日
第 3回改訂日	:	2005年10月 6日
第 4回改訂日	:	2006年10月24日
第 5回改訂日	:	2008年10月 2日
第 6回改訂日	:	2011年10月24日
第 7回改訂日	:	2015年10月30日
第 8回改訂日	:	2017年 9月21日
第 9回改訂日	:	2021年12月10日
第10回改訂日	:	2024年 9月18日

アストン協会費

協会会則第7条第2項の協会費は次の通りとする。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 入会金 | 10万円 |
| (2) 年会費 | 14万4千円 |

※ 退会時、入会金及び会費は返還しないものとする。

慶 弔 規 定

慶 事

項 目	対 象 者	お祝い
国からの表彰	会員 会員の代表取締役、社長又はこれに準ずる者 (以下「代表」という) 協会顧問 (以下「顧問」という)	理事会で決定
結 婚	代表 代表の子女	祝電. 祝い金 (3万円) 祝電

弔 事

項 目	対 象 者	弔慰
死 亡	会員の代表. 及び顧問 代表の妻. 父母. 子女 会員のアストン担当の役員 会員の一般社員	香典 (2万円) 生花 弔電 香典 (1万円) 生花 弔電 香典 (1万円) 生花 弔電 弔電

そ の 他

項 目	対 象 者	お見舞
1ヶ月以上の入院	代表. 顧問	理事会で決定
定めていない慶事 又は弔事	理事会で定める。ただし、やむを得ない 場合は理事長が専決し、理事会で報告する。	